

# 指定居宅介護支援事業所重要事項説明書

令和7年3月1日 現在

## 1. 事業者

- (1) 法人名 株式会社 千幸
- (2) 法人所在地 埼玉県越谷市北越谷三丁目7番29号
- (3) 電話番号 048-966-2561
- (4) 代表者氏名 代表取締役 黒田 幸雄
- (5) 設立年月 令和3年9月16日

## 2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定居宅介護支援事業所  
令和4年9月1日指定 事業所番号 1170804650
- (2) 事業の目的 事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある利用者に対し、その有する能力に応じて、可能な限り自立した生活を営むことができるよう適正な居宅介護支援を提供することを目的とします。
- (3) 事業所の名称 ドリーム
- (4) 事業所の所在地 埼玉県越谷市北越谷三丁目7番31号ドリームスクエア北越谷3F
- (5) 電話番号 048-940-6026
- (6) 管理者氏名 福井 信幸
- (7) 当事業所の運営方針
  - ①利用者が、可能な限りその居宅において、自立した生活を営むことができるように配慮して行います。
  - ②事業の実施にあたっては、利用者の心身の状況、その環境に応じて利用者の意向を尊重し、適切な介護サービスが多様な事業所から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行います。
  - ③利用者の意思及び人格を尊重し、特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることの無いように公正中立に行います。
  - ④事業の運営に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、地域の保健・医療・福祉サービス機関、住民の自発的な活動による取組等と綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。
- (8) 開設年月 令和4年9月1日

## 3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 越谷市全域・草加市（新栄、長栄、清門、金明町）  
さいたま市岩槻区（高曽根・野孫・釣上・釣上新田）  
実施地域以外でもご相談をお受けいたします。

## (2) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日から土曜日（祝日含む）
受付時間	月～土：午前9時～午後6時
サービス提供時間帯	月～土：午前9時～午後6時
定休日	日曜日
年末年始	12/29～翌年1/3まで
緊急連絡先	(営業時間内) 048-940-6026 (営業時間外) 転送電話、留守番電話で応対

## 4. 職員の体制

当事業所では、利用者に対して指定居宅介護支援サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤	非常勤	常勤換算	職務の内容
1. 事業所長（管理者）	1名		1名	事業所の管理全般等
2. 介護支援専門員	3名		3名	専従3名、兼務1名

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数（例：週40時間）で除した数です。

（例）週8時間勤務の介護支援専門員が5名いる場合、常勤換算では、1名（8時間×5名÷40時間＝1名）となります。

## 5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、居宅介護支援として次のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、通常の場合、利用料金は介護保険から給付されますので、利用者の利用料負担はありません。

### (1) サービスの内容と利用料金

#### <サービスの内容>

##### ① 居宅サービス計画の作成

利用者のご家庭を訪問して、利用者の希望を踏まえたうえで、利用者の心身の状況、置かれている環境等を把握したうえで、居宅介護サービス及びその他の必要な保健医療サービス、福祉サービス（以下「指定居宅サービス等」という。）が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、居宅サービス計画を作成します。また必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援のサービス（インフォーマルサービスを含む）が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成します。

また、障害福祉サービスを利用してきた障害者が介護保険サービスを利用する場合など、障害福祉制度の相談支援専門員と密接に連携を図ります。

#### <居宅サービス計画の作成の流れ>

① 事業者は介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させます。

② 居宅サービス計画の作成の開始にあたって、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に契約者又はその家族等に対して提供して、契約者にサービスの選択を求めます。

③ 介護支援専門員は、契約者及びその家族の置かれた状況等を考慮して、契約者に提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上で留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。

④ 介護支援専門員は、前項で作成した居宅サービス計画の原案に盛り込んだ指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分した上で、その種類、内容、利用料等について契約者及びその家族等に対して説明し、契約者の同意を得た上で決定するものとします。

## ② 居宅サービス計画作成に係る事業所の義務について

- ・指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めます。
- ・介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたとき、その他必要と認めるときは、利用者の口腔に関する問題、薬剤状況その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師、歯科医師又は薬剤師に提供します。
- ・介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師（以下「主治の医師等」という。）の意見を求めます。その場合において、介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を主治の医師等に交付します。
- ・指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることケアプランに位置付けた理由を求めることが出来ます。

## ③ 居宅サービス計画作成後の便宜の供与

- ・利用者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- ・居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
- ・利用者の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行います。

## ④ 利用者宅への訪問頻度の目安

- ・介護支援専門員が利用者の状態把握のため、利用者の居宅に訪問する目安として、利用者の要介護認定有効期間中、少なくとも1ヶ月に1回の訪問を行います。

※ここに記載する訪問頻度の目安回数以外にも、利用者から依頼や居宅支援業務の遂行に不可欠と認められる場合で利用者の承諾を得た場合には、介護支援専門員は利用者の居宅を訪問することが

あります。

## ⑤ 介護保険施設への紹介

利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

## <サービス利用料金>

居宅介護支援に関するサービス利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、利用者の自己負担はありません。但し、利用者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、下記のサービス利用料金の全額をいったんお支払い下さい。

### ① 基本料金

\* 地域区分ごとの加算（1単位＝10.42円）をかけて計算した金額です。

利用者		単位数	要介護1、2	単位数	要介護3～5
保険料の	なし	1,086単位/月	保険から全額給付	1,411単位/月	保険から全額給付
滞納等	あり	1,086単位/月	11,316円/月	1,411単位/月	14,702円/月

### ② 加算料金

<p>初回加算</p> <p>新規に居宅サービス計画を作成する利用者に対して居宅介護支援を行った場合。</p> <p>① 新規に居宅サービス計画を算定する場合。</p> <p>② 要支援者が要介護認定を受けた場合に居宅サービス計画を作成する場合。</p> <p>③ 要介護状態区分が2区分以上変更された場合に居宅サービス計画を作成する場合。</p>	<p>300単位</p> <p>3,126円</p>
<p>入院時情報連携加算（Ⅰ）</p> <p>利用者が病院又は診療所に入院した日のうちに、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること。</p> <p>※ 入院日以前の情報提供を含む。</p> <p>※ 営業時間終了後又は営業日以外の日に入院した場合は、入院日の翌日を含む。</p>	<p>250単位</p> <p>2,605円</p>
<p>入院時情報連携加算（Ⅱ）</p> <p>利用者が病院又は診療所に入院した日の翌日又は翌々日に、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること。</p> <p>※ 営業時間終了後に入院した場合であって、入院日から起算して3日目が営業日でない場合は、その翌日を含む。</p>	<p>200単位</p> <p>2,084円</p>
<p>退院・退所加算</p> <p>医療機関や介護保険施設等に入居していた者が退院または退所し、その居宅において居宅、サービスまたは地域密着型サービスを利用する場合において、当該利用者の退院または退所に当たって、当該医療機関や介護保険施設等の職員と面談を行い、当該利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画を作成し、居宅サ</p>	<p>下記参照</p>

<p>ービス又は、地域密着サービスの利用に関する調整を行った場合（同一の利用者について、当該居宅サービス及び地域密着型サービスについて調整を行う場合に限る。）入院又は入居期間中に月1回を限定。</p> <p>下記の各加算の同時算定は不可。初回加算との同時算定は不可。</p>	
<p>退院・退所加算（Ⅰ）イ</p> <p>医療機関や介護保険施設などの職員から利用者に関する必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により1回受けていること。</p>	<p>450単位 4,689円</p>
<p>退院・退所加算（Ⅰ）ロ</p> <p>医療機関や介護保険施設などの職員から利用者に関する必要な情報の提供をカンファレンスにより1回受けていること。</p>	<p>600単位 6,252円</p>
<p>退院・退所加算（Ⅱ）イ</p> <p>医療機関や介護保険施設などの職員から利用者に関する必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により2回受けていること。</p>	<p>600単位 6,252円</p>
<p>退院・退所加算（Ⅱ）ロ</p> <p>医療機関や介護保険施設などの職員から利用者に関する必要な情報の提供を2回受けており、うち1回以上はカンファレンスによること。</p>	<p>750単位 7,815円</p>
<p>退院・退所加算（Ⅲ）ロ</p> <p>医療機関や介護保険施設などの職員から利用者に関する必要な情報の提供を3回受けており、うち1回以上はカンファレンスによること。</p>	<p>900単位 9,378円</p>
<p>緊急時居宅カンファレンス加算</p> <p>病院又は診療所の求めにより、当該病院や診療所の医師又は看護師等と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて、居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合。</p> <p>利用者1人につき1月に2回を限度。</p>	<p>200単位 2,084円</p>
<p>通院時情報連携加算</p> <p>利用者が医師の診察を受ける際に同席し、医師などに心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師などから利用者に関する情報提供を受けた上で居宅サービス計画に記録した場合。</p> <p>利用者一人につき1月に1回を限度。</p>	<p>50単位 521円</p>
<p>特定事業所加算（Ⅲ）</p> <p>特定事業所加算制度は、中重度や支援困難ケースへの積極的な対応を行うほか、専門性の高い人材を確保し、質の高いケアマネジメントを実施している事業所を評価し、地域全体のケアマネジメントの質の向上に資することを目的とするものです。</p>	<p>323単位 3,365円</p>

※居宅サービス等の利用に向けて介護支援専門員が利用者の退院時等にケアマネジメント業務を行ったものの利用者の死亡によりサービス利用に至らなかった場合に、モニタリングやサービス担当者会議における検討等必要なケアマネジメント業務や給付管理のための準備が行われ、介護保険サービスが提供されたものと同等に取扱うことが適当と認められるケースについて、居宅介護支援の基本報酬の算定を行う。

### ③ 交通費

通常の事業の実施地域、越谷市全域、草加市（新栄、長栄、清門、金明町）さいたま市岩城区（高曽根、野孫、釣上、釣上新田）については無料ですが、それ以外の地域の方は実費を徴収。通常の事業の実施地域を越えた地点から片道1kmにつき100円を徴収します。

### ④ サービスの終了

- 1 利用者の都合でサービスを終了する場合利用者は、事業者に対して、1週間の予告期間を置いて文書で通知をすることにより、解約できます。ただし、利用者の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、予告期間が1週間以内の通知でもこの契約を解約することができます。解約料は徴収いたしません。
- 2 事業者の都合でサービスを終了する場合  
事業所からの解約はやむを得ない場合のみとし1ヶ月以上の期間をおき理由を通知します。
- 3 当事業者が不信行為並びに、個人情報漏洩にて利用者からの信頼を失った場合及び法人の破産にて当事業所の継続が困難な場合、利用者は即座に契約を終了することができます。
- 4 利用者またはその家族等による事業者や介護支援専門員に対する行為により、本契約を継続する上での信頼関係が破壊された場合は、事業者は文章で通知することにより、即座にサービスを終了させて頂く場合があります。
- 5 自動終了  
下記の場合は、両方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。
  - ・利用者がお亡くなりになった場合
  - ・利用者が介護保険施設に入所した場合
  - ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分等が、非該当（自立）、要支援1、要支援2と認定された場合

## 6. 利用料金のお支払い方法

前記 ①～④の料金・費用は、1ヶ月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月27日までに以下の方法でお支払い下さい。

口座自動振替方式

※振込手数料は利用者の負担とします。

※利用料及びその他の費用支払いについて、正当な理由がないのかかわらず、支払期日から2ヶ月以上延滞し、さらに支払の督促から、1ヶ月以内に支払がない場合には、サービス提供の解除をした上で、未払い分をお支払していただくことがあります。

## 7. サービスの利用に関する留意事項

### (1) サービス提供を行う介護支援専門員

サービス提供時に、担当の介護支援専門員を決定します。

### (2) 介護支援専門員の交替

#### ① 事業者からの介護支援専門員の交替

事業者の都合により、介護支援専門員を交替することがあります。

介護支援専門員を交替する場合は、利用者に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

## ② 利用者からの交替の申し出

選任された介護支援専門員の交替を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して介護支援専門員の交替を申し出ることができます。ただし、利用者から特定の介護支援専門員の指名はできません。

## 8. 緊急時の対応について

訪問中に利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治医又は医療機関や家族等に連絡を取る等必要な措置を講じます。

\*緊急時の場合は下記の連絡先に連絡をとります。

主治医	医療機関名	
	主治医氏名	医師
	連絡先	0
緊急時	希望医療機関	
ご家族	氏名（続柄）	様 続柄
	連絡先	
居宅支援事業所 ドリーム	連絡先	048-940-6026 ケアマネジャー

## 9. 事故発生時の対応について

サービス提供中により事故発生した場合には、ご家族、関係医療機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じます。事故の状態や事故に際してとった処置について記録し、治療、通院、入院を要する事故については、利用者の保険者（市町村）に報告します。

## 10. 苦情の受付について

### (1) 当事業における苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○部 署 株式会社 千幸 相談受付

○電 話 048-940-6026

○受付時間 毎週月曜日～土曜日 午前9時 ～ 午後6時 （年末年始・日曜を除く）

### (2) 行政機関その他苦情受付機関

越谷市役所 (代表)	所在地 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番地1号 電話番号：048-964-2111 (代表) 受付時間 午前8時30分～正午、午後1時～午後5時15分 平日 (年末年始を除く)
越谷市役所越谷市役所 地域共生部 介護保険課	所在地 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番地1号 電話番号 048-963-9169 048-963-9305 受付時間 午前8時30分～正午、午後1時～午後5時15分 平日 (年末年始を除く)
埼玉県国民健康保険団体 連合会 介護福祉課 苦情対応係	所在地 埼玉県さいたま市中央区大字下落合1704番 電話番号 048 - 824 - 2568 (苦情相談専用) 受付時間 午前8時30分～正午、午後1時～午後5時

## 1 1. 個人情報利用目的

当事業では、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

- ・介護サービス利用者に係る当事業所の管理運営全般
- ・介護保険事務
- ・事故等の報告
- ・契約者のサービス向上
- ・契約者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅支援事業所等の業務委託
- ・その他の業務委託
- ・ご家族等への心身の状況説明
- ・保険事務の委託
- ・審査支払い機関へのレセプトの提出
- ・審査支払い機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険等に係る保険会社等への相談又は届け等
- ・医療・介護サービス事業等の維持、改善のための基礎資料
- ・訪問介護事業所等から伝達された利用者の口腔に関する問題や服薬状況、モニタリング  
などの際に把握した利用者の状態等について、主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師へ  
情報伝達。

## 1 2. 入院時の医療機関への情報提供のお願い

医療と介護の連携にあたりより良い支援のため、入院時に担当介護支援専門員の氏名等を入院先医療機関に提供をお願い致します。

## 1 3. 虐待防止のための措置

高齢者虐待防止法の実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成される、虐待防止に関する下記の措置を講じます。

- (1) 虐待防止委員会の開催
- (2) 高齢者虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待防止研修の実施

(4) 専任担当者の配置 担当者 管理者 福井信幸

#### 1 4. 業務継続に向けた取り組み

感染症や自然災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、当該計画に沿った研修及び訓練を実施します。

感染症の予防及びまん延の防止のための措置

感染症の発生及びまん延を防止できるよう、下記の措置を実施します。

- (1) 感染対策委員会の開催
- (2) 感染症及びまん延防止のための指針の整備
- (3) 感染症及びまん延防止のための研修及び研修の実施
- (4) 専任担当者の配置 担当者 管理者 福井信幸

#### 1 5. 身体的拘束等の原則禁止

利用者またはほかの利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行いません。身体的拘束を行う場合にはその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況及び緊急やむを得ない理由を記録します。

指定居宅介護支援サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行い交付しました。

説明日 2025 年 04 月 22 日

事業者 所在地 埼玉県越谷市北越谷三丁目7番29号  
名称 株式会社 千幸

事業所 所在地 埼玉県越谷市北越谷三丁目7番31号ドリームスクエア北越谷3F  
名称 ドリーム

説明者 氏名 福井 信幸

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定居宅介護支援サービスの提供開始に同意しました。

利用者 住 所 越谷市宮本町 5-145-3

氏 名

代理人 住 所

氏 名

(続柄 )

※ この重要事項説明書は、越谷市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成26年12月22日条例第70）第5条規定に基づき、利用申込者またはその家族への重要事項説明のために作成したものです。

